

令和 8 年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望一式(大平地域)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	富田第一	<p>【富田(旧県道栃木・藤岡線)の側溝の整備または改修について】</p> <p>富田(旧県道栃木・藤岡線)については、県道バイパスが整備されたことにより、交通量は少なくなっていると思われませんが、近年、ケーズデンキ、HOTEL R9 the YARD、ヨークベニマルなどの電気量販店、ホテル、スーパーマーケットなどへの買い物客やホテルの宿泊客が毎日数多の人が行き来しています。</p> <p>この道路は、大平西小学校や大平中学校の児童・生徒の通学路になっておりますし、高齢者、障害のある人も数多く利用する生活道路であります。</p> <p>このように、大勢の方が利用する道路ですが、県道バイパスが整備された当時から一度も改修されず現在に至っており、側溝のふたの欠損やがたつきなどの老朽化が目立ち、通学児童、高齢者の蓋へのつまずきや歩行時などの危険な状態が続いております。2019年の台風による水害では、側溝土砂の堆積などにより雨水がうまく流れず床上、床下浸水により多くの住民が被害にあいました。</p> <p>赤地蔵より南方面の歩道・側溝はすでに整備されていますが、赤地蔵から北方面の歩道・側溝の整備や改修はいまだされておられません。</p> <p>以上のことから、利用頻度の高い生活道路を改修し、児童・生徒、高齢者、障害のある人が安心して安全な住みよい街にするため、側溝の整備または改修を要望いたします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>ご要望にあります赤地蔵から北側の側溝の蓋の欠損や土砂の除去につきましては、一部改修してありますが、通学路や地域の皆様の利用する生活に密接した歩道であり、安全な歩行空間を確保するため、残りの区間についても計画的に改修を行ってまいります。</p>

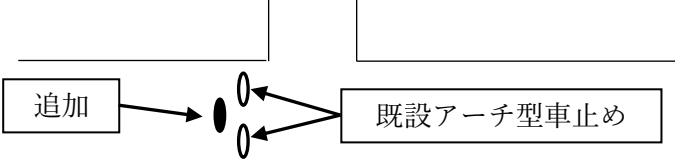
No.	自治会	質問要望等	回答要旨
2	富田第2	<p>【栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例について】</p> <p>喫煙マナーとして、「歩行中の喫煙・たばこの吸い殻のポイ捨て」はしないよう定めているが遵守されていない。 JR大平下駅から日立に通じる道路では、マナー違反が日常化している。特に、外国の方は条例を知らない方が多いと思われる。 対策として、①外国の方の市内転入時に条例を周知する。②市外在住(通勤者)には、外国の方を雇用する企業(日立栃木工場等)に条例を周知する。 以上要望いたします。</p>	<p>【クリーン推進課:TEL 31-2447】</p> <p>市では、喫煙マナーの向上を図るため「路上喫煙に関するマナー推進条例」を制定し、路上喫煙禁止区域及び路上喫煙マナーアップ推進区域を指定しており、市内全域におけるたばこの吸い殻のポイ捨ての禁止等について、市ホームページを活用し、周知啓発を行っております。 大平下駅前広場については、路上喫煙マナーアップ推進区域に指定し、看板を設置しておりますが、外国の方にも歩行中の喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨てがマナー違反であることが伝わる看板を早急に設置いたします。 なお、転入手続時の行政案内は多岐にわたることから、効果的な周知が難しい面もあると考えておりますが、周知方法について検討してまいります。 また、ご要望の、企業を通じた条例の周知については、関係企業・団体等と連携した対応を実施してまいります。 今後におきましても、より効果的な周知啓発方法を検討し、実施してまいります。</p>
3	西山田第3	<p>【信号機設置願い】</p> <p>自治会会合において西山田ぶどう通りと池上から大平下駅方向に向かう交差点は車の交通量が多く、スピードも出している為、横断するのに危険を感じるとの意見があり、信号機の設置要望がありました。 朝夕は学生の自転車通学、日中はハイカーの歩行横断が多く見受けられます。 信号機設置には費用がかかると聞いておりますが、是非確認検証の上、ご検討願います。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2151】</p> <p>信号機の設置につきましては、栃木県公安委員会が権限を有しておりますので、現地確認の上、市から栃木警察署にご要望の内容についてお伝えいたしました。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
4	西山田第3	<p>【消えた道路白線の引き直し願い】</p> <p>西山田第3自治会向掘から富田神の倉に向う道路は通学路にも成っておりますが、車道と歩道を区分けする白線が消えております。 又、神の倉のT字路は停止線が全く消えており、「ヒヤリ」とする事が多い。 事故防止の点から、白線の引き直しをお願い致します。 ※一時停止線は他の所も消えております。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>ご要望の箇所につきまして、現地を確認した結果、白線が消えている箇所が多数あり、歩行者の安全確保、事故防止のため、引き直しを行う必要があること、また、併せて舗装の状況も悪いことから、生活道路舗装補修による舗装工事と併せて区画線工事を行ってまいります。 ご要望にあります停止線につきましては、道路管理者である市が注意喚起のため設置を行う「指導停止線」でありますので、併せて引き直ししてまいります。</p>
5	中央町第一	<p>【公園管理費用について】</p> <p>公園管理費用が増加しています。 また、管理する人員が減っていることで、草の伸びに対応できていない傾向にあります。 公園管理のために、会員から集めたお金を使用するというのも、疑問に感じるところです。 公園管理のための助成金を増やすか、生産性向上させる装置(資産)の貸出をおこなってほしいです。 公園管理のために、助けになる策を講じていただけないでしょうか？</p>	<p>【公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>日頃より地域の公園管理にご協力をいただき誠にありがとうございます。 また、高齢化などにより人員が減少し、今まで同様の水準で公園を管理することが困難になってきているとのご意見は他の地域からも寄せられており、市としましても課題として認識しているところ。 助成金とは、市が公園を管理いただいている地元の皆様と委託契約を締結している公園の管理費のことを指しているものと思われませんが、現在の額で可能な範囲でのご対応にご理解をいただきますようお願いいたします。 作業の効率や生産性を向上させるための機材の貸出などについては、個別にご相談いただきたいと思いますと考えております。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
6	中央町第一	<p>【ゴミステーションの維持管理について】</p> <p>ゴミステーションの維持管理を自治会に行わせるのではなく、行政で行うことを希望致します。</p> <p>会員の高齢化、現役世代混みで退会者増で対応しきれないと考えています。この件について検討が遅れる場合、自治会未加入のゴミステーション利用者は管理している自治会に利用料を支払えと市から広報などで指示することを実行してほしいです。</p>	<p>【クリーン推進課:TEL 31-2447】</p> <p>ゴミステーションにつきましては、設置者又はご利用される方に管理運営いただき、皆様には日々ご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>ゴミステーションの管理運営は、管理主体である自治会や地域の皆様のご判断により、地域によって様々でありますので、市がすべてのごみステーションを維持管理することや、利用者の皆様に使用料のお支払いをお願いすることは難しいと考えております。</p> <p>ゴミステーションの課題につきましては、高齢化や自治会加入者の減少等による皆様のご負担の増加など、地域ごとに様々な事情があるものと認識しており、お困りの点がございましたら、引き続き、個別の状況をお伺いしながら、相談対応を行ってまいります。</p> <p>併せて、地域の実情に即したごみ収集の在り方に関する課題を整理するため、近隣自治体の状況把握や市民アンケートの実施を検討し、市民の皆様の負担軽減に向けた方策について調査・研究を進めてまいります。</p>
7	上牛久	<p>【民生委員に対し自治会としての可能な手助けについて】</p> <p>昨年の民生委員・児童委員の一齐改正以降、私ども上牛久地域におきましては、後任の選出が滞り現在も欠員の状態が続いており、残念ながら今後の見通しも立てられていない状況です。</p> <p>他の地域の皆様のご苦勞頂きながらも制度を維持されている中、至らぬ身でありながら大変おがましいのですが、可能な範囲で一部の業務の見直しを是非ともお願いしたく要望させていただきました。</p> <p>個人情報の管理が厳しい現状は重々承知しておりますが、毎月の会議への出席、報告書の作成、個人宅への訪問等、一個人の方にボランティアとしてご負担いただくには余りに重責にて、一部でも自治会が分担して手助けできる業務には出来ないものか、丸投げではなく自治会も協力することによりこれからの世代の方々にもお受けいただける可能性を広げられないかと考えております。</p> <p>一部業務の簡素化も含め、ご検討宜しくお願い致します。</p>	<p>【福祉総務課:TEL 21-2201】</p> <p>民生委員・児童委員の推薦につきましては、自治会長様のご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、いただいた質問要望の件ですが、確かに民生委員・児童委員の皆様には毎月の定例会に加えまして、各種研修会等にご参加いただいているほか、地域住民からの相談業務にあたっていただいております。ご苦勞をおかけしていることと存じます。</p> <p>しかしながら、ご指摘いただいた通り、民生委員・児童委員には守秘義務があります。それにより、地域住民の方も安心して相談ができる体制が整えられている背景を考えると、貴自治会からの、民生委員・児童委員業務の一部を他の方に担っていただくというご提案は難しいと考えております。</p> <p>なお、本市では、民生委員を補助する制度といたしまして、高齢者ふれあい相談員も設けており、高齢者の見守り活動に寄与しているところでございます。大変恐縮とは存じますが、引き続き後任の方の選出にご協力いただきますようお願いいたします。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
8	土与	<p>【今後の自治会運営について】</p> <p>今後ますます高齢化する中で自治会の運営に支障が出てくるのではないかと考えています。特に人材の確保です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会三役や各役員 ・民生委員、消防団員など ・地域の広場等の管理 <p>高齢の一人暮らしの世帯が増える中、市政として自治の運営に何かお考えがありますか？</p> <p>長年自治会三役を務めたり、消防を十年以上やっているとお聞きしています。</p>	<p>【地域政策課：TEL 24-0352】</p> <p>自治会の運営に際し、自治会長をはじめ、民生委員、消防団員など地域コミュニティを継続していく上で、大切な役割を担っていただいております。日ごろのご協力に感謝申し上げます。</p> <p>昨今、定年延長に伴い雇用の延長が進んでいることなど、自治会運営の担い手不足が深刻であることは、市としても地域コミュニティを維持継続していくうえで、重要な課題の一つであると認識しています。</p> <p>その様な状況において、市から各種委員の推薦をお願いしており、大きな負担をおかけしております。</p> <p>今後は、地域のためにご尽力いただいている自治会長はじめ各種委員、団員の皆様の負担を少しでも軽減できるよう、日ごろお願いしている各種業務のスリム化や効率化に努めていきたいと考えております。</p> <p>また、自治会活動の負担軽減策のひとつとして、自治会活動へのデジタル化導入につきましても、各自治会皆様のご意見をいただきながら進めてまいりますので、ご相談ください。</p> <p>【大平地域づくり推進課：TEL 44-0766】</p> <p>大平地域のひろばにつきましては、管理いただいている関係自治会の役員の皆様には、日常の管理業務のほか、年度毎の収支決算や利用実績の報告、地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会の会議への出席など多くのご負担をおかけしております。</p> <p>これまでも管理方法の見直しや地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会関連の事務の負担軽減に努めてきたところでありますが、自治会役員の皆様や利用者の皆様による運営が困難になっている昨今の状況を鑑み、今後の地域のひろばの管理につきましては、市が維持管理していく方向で検討してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
9	蔵井	<p>【川連・土与・蔵井・牛久・上牛久の地域のひろばについて】</p> <p>平成22年3月29日付け、〇栃木市大平町地域のひろば設置規則に基づいて設置された上記の地域のひろばは、現在、蔵の街野球クラブと國學院大學栃木中学・高等学校・高等学校女子硬式野球部の2団体のみが使用している。</p> <p>令和7年度の状況は、蔵の街野球クラブの使用頻度は低く、男子トイレは衛生状況も劣悪である。実際はおもに國學院が使用しており、女子トイレの設置や周辺の草刈り・除草剤散布などの環境整備やグラウンド整備もきちんとして行っていて、全体としては非常に整った状態にある。</p> <p>一昔前は大平地区の体育祭、ゲートボール、ソフトボールなどのための練習に励む地域住民の使用も見られたが、体育祭の中止・ゲートボールに代わりグラウンドゴルフは設備の整った大平運動公園で行うなど、地域のひろばの形骸化がはなはだしくなっている。</p> <p>しかも、ほとんど利用実績のない地域のひろばに関して、毎年分担金の集金や年度末の総会資料の作成は順番で回ってくる自治会長にとって多大な労力を必要とし、本来の業務に支障をきたしている。</p> <p>このことに鑑み、地域のひろばを市に返上し、新たな管理体制を構築し、実際の使用する団体の受益者負担にしてほしい。</p> <p>これは5自治会すべての要望事項となっている。</p>	<p>【大平地域づくり推進課：TEL 44-0766】</p> <p>大平地域のひろばにつきましては、管理いただいている関係自治会の役員の皆様には、日常の管理業務のほか、年度毎の収支決算や利用実績の報告、地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会の会議への出席など多くのご負担をおかけしております。</p> <p>これまでも管理方法の見直しや地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会関連の事務の負担軽減に努めてきたところではありますが、自治会役員の皆様や利用者の皆様による運営が困難になっている昨今の状況を鑑み、今後の地域のひろばの管理につきましては、市が維持管理していく方向で検討してまいります。</p>
10	蔵井	<p>【「ふれあいバス」の蔵井バス停留所の変更について】</p> <p>かねてから地域住民より、バス停が蔵井の北端の北坪にある大坂屋運送の前にあり非常に不便であるだけでなく、そこは蔵井の最高点かつ県道の往来が激しい場所なので、バスを利用したいと思っても非常に使用しづらい。</p> <p>そこで、バス停を蔵井の中心で、住民が使用しやすい蔵井公民館前に移動すれば有り難いと切なる要望がありました。</p> <p>公民館ならば雨宿りする場所があり、また地域住民の通日も多いため何かあれば声かけや協力依頼もできる安心・安全な場所と考えられる。</p> <p>また、バスの時刻が遅延してしまうと思われるかもしれませんが、心配ご無用、ほんの少し迂回するだけで大丈夫です。</p> <p>ぜひとも、「だれ一人取り残さない！」栃木市を目指してご一考願います。</p>	<p>【交通防犯課：TEL 21-2153】</p> <p>「大坂屋運送前」停留所につきましては、道幅が比較的広く見通しも良い場所であり、利用者の皆様が安全に乗降できることから、所定の手続きを経て設置しております。</p> <p>一方で、ご要望いただきました蔵井公民館前への停留所設置につきましては、現在運行しているマイクロバスが通行するには道路幅員が狭い区間を経由する必要があり、安全な運行確保の観点から、現時点では停留所の移設は難しい状況です。</p> <p>なお、市では、令和10年度に予定している第2次栃木市地域公共交通計画の策定にあわせ、ふれあいバスの運行内容についても見直しを予定しております。今後も、地域の実情や利用者の利便性を踏まえながら、より利用しやすい地域公共交通の実現に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
11	真弓西	<p>【交通安全に関する要望】</p> <p>大平運動公園と真弓西児童公園に繋がる道で、運動公園側より通行する自転車・バイクがスピードを出して一時停止することなく走行することが多く、危険な状態なので対策を要望致します(場所は別紙の図1参照)</p> <p>公園からくる自転車等が(赤矢印)のように、ポール真ん中を一時停止することなく通ることが大変多く、青矢印側からくる車や児童公園を利用する子供と衝突する危険性が高い。</p> <p>2024年にも同様の要望を出し、止まれの看板を(別紙・図2)のように設置して頂いたが全く効果がなく、現在は設置された看板も外れ、なくなっている(別紙・図3)</p> <p>情報提供者の提案としては、(緑矢印)のように写真の左側からのみ、通行可能なようにポールを調整したり、写真の右側道路が見えるミラーを設置するのが有効ではないか?との事。また黄色で囲った電柱も右側道路の死角を作っているとのことで移動してほしいとの要望もあり。よろしくをお願いします。</p>	<p>【公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>令和6年度のふれあいトークにてご要望があった際は、市で注意喚起の看板等を設置し、通行者に改善を求めましたが、状況が変わらないとの事でありますので、現在2基設置している既設アーチ型車止めの間に、1基追加するなどして対応を検討していきたいと考えております。</p> 
12	真弓西	<p>【空き家管理について】</p> <p>空き家の雑草が伸びて困っている。市で雑草除去や所有者に連絡するなど管理をしてほしい。</p>	<p>【建築住宅課:TEL 21-2451】</p> <p>空き家は個人の財産であることから、市による空き家の管理はできかねるところですが、適正に管理されていない空き家に関する情報提供があった場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて所有者等を調査し、文書等により適正管理を促す助言・指導等を行っております。</p> <p>空き家所有者等に対しては、適正管理の啓発や、各種支援制度の周知を行うなど、引き続き、空き家対策を推進する取組みに努めてまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
13	真弓中	<p>【自治会内の空家増加と高齢化の進展について】</p> <p>当自治会では過去に2回の大きな水害に見舞われた経緯もあり、転出された方がいることや、高齢者の独居や単身世帯が多いこともあり、空家が増えていく傾向にあります。</p> <p>そのため、空家や空き地に雑草が繁茂してカメムシ等の害虫が大量に発生したり、火災等の危険がある等の環境の悪化が懸念されています。</p> <p>また、側溝への土砂堆積により水の流れが阻害され、夏場には悪臭が発生する箇所もあります。</p> <p>その一方で高齢化により、自治会活動では重量物である側溝の蓋上げが困難や、草刈り作業や害虫消毒等も難しい状況があります。</p> <p>自治会活動の現状や限界を踏まえて、行政として現状で可能な支援や今後の考え方、自治会活動に何を望み何を期待するのか、安全安心な街づくりに向けての考え方をお聞きしたい。</p>	<p>【建築住宅課:TEL 21-2451】</p> <p>人口減少や高齢化、相続問題等を背景として、全国的に空き家が増加傾向にあり、本市においても同様の状況となっております。</p> <p>ご要望にありますように、空き家敷地内における雑草の繁茂や害虫の発生は周辺環境に影響を及ぼすことから、適正に管理されていない空き家に関する情報提供があった場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づいて、所有者等を調査し、文書等により適正管理を促す助言・指導等を行っております。</p> <p>また、空き家所有者に対しては、空き家の利活用の推進を目的とした空き家バンク制度、老朽化が進んだ空き家の除去を支援するための空き家解体補助制度、空き家の相談・管理等を行う空家等管理活用支援法人に関する周知を併せて行っております。</p> <p>良好な住環境を維持するため、引き続き、空き家等対策を推進する取組みに努めてまいります。</p> <p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>自治会による側溝等の清掃及び除草活動にご尽力いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>現状では、自治会での清掃を引き続きお願いしたいと思っておりますが、市では、自治会が行う清掃活動に対し、蓋上げ器などの機材の貸し出しや清掃した土砂や草の回収を行っておりますので、清掃実施にあたっては、事前にご連絡頂くようお願いいたします。</p> <p>更に、自治会や個人で作業が困難な場所(道路横断の水路、蓋が重くて人力では持ち上がらないものや土砂がいっぱいである側溝等)につきましては、現場を確認し、市から業者へ依頼することもございます。まずは現地を確認させていただきますので、ご連絡をお願いいたします。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
13	真弓中		<p>【地域政策課:TEL 24-0352】</p> <p>自治会は、地域住民相互の交流や防災・防犯などにおいて、地域の重要な役割を担う一方で、役員の高齢化や加入率の低下等により大きな転換期を迎えていると考えております。持続可能な地域社会を維持するためには、市と自治会が対等なパートナーとして役割を分担し、支え合う新しい協働の仕組みづくりが必要であると認識しております。</p> <p>また、自治会には、近年の社会問題である、高齢者世帯の孤独死や防災時の安否確認、空き家対策などといった役割も期待しております。</p> <p>市は自治会連合会とともに、自治会のデジタル化への推進、福祉や防災など専門知識が必要な分野における出前講座の実施など、自治会に寄り添った多面的な支援を行ってまいります。</p> <p>ご質問のような日頃の自治会活動におきまして、単独の自治会では解決が困難なことがありましたら、地域のニーズとしてそれぞれの自治会連合会や市の関係部署へご相談いただきますようお願いいたします。</p>
14	真弓中	<p>【真弓磯山神社児童公園桜木伐採と公園整備依頼申請書】</p> <p>(1)磯山公園内の桜木が特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の被害により樹木が枯れ倒木の恐れが有る。 昨年、公園管理課に依頼して倒木の危険性の高いものは伐採して戴いたが、枯渴した木や立ち枯れた桜木が有るので伐採してほしい。(5～7本程度)</p> <p>(2)公園内に設置してある水銀灯(防犯灯)が漏電で何度も修理してもらってるが老朽化のため、使えない状況であるため最新の街灯に交換してもらいたい。</p> <p>(3)公園内に設置してあるベンチ2基が朽ちて使用できない状況である。高齢化が進む中であり安らぐ場を提供してほしい。</p> <p>(4)近年少子化が進み遊具で遊ぶ子供が少なくなっているが、公園内の遊具は老朽化して壊れていたり使用禁止のテープが巻いてあるが、根本的に使用不可なら撤去してほしい。小さい児童は字も読めないし危険の予知もできない。危険極まりない。対応願う。</p>	<p>【公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>(1)磯山公園内の危険木については、以前よりご指摘をいただいておりますが、年内に伐採してまいります。</p> <p>(2)公園内の街灯につきましては、これまでも施設の老朽化による修繕を行ってまいりましたが、現在、故障のため使用できない状況となっています。街灯の交換については公園施設の利用状況を踏まえ検討してまいります。</p> <p>(3)ベンチ2基は老朽化により利用できない状況でありますので、今年度中に修繕してまいります。</p> <p>(4)使用禁止の遊具については年内に撤去してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
15	下高島	<p>【巴波川の河道掘削(鹿島堰から下流)の要望】</p> <p>巴波川の鹿島堰改修(自動転倒堰対応)につきましては、今年度秋頃より工事開始予定と伺っており、地元念願の要望実現に大変感謝いたしております。</p> <p>今回要望致しますのは、鹿島堰から下流の巴波川川底掘削を鹿島堰改修工事後においても、お願い致したく要望するものです。</p> <p>昨年度の当自治会要望への回答で、巴波川河道掘削を、流下断面の少ないところより計画的に令和4年度より実施されている旨の回答をいただいておりますが、数年前の水害の際に自治会人家近くを流れる巴波川西岸の2か所で護岸が削られたこともあり(既に護岸修復済み)、重ねて要望を致した次第です。</p>	<p>【治水対策室:TEL 21-2785】</p> <p>河川管理者であります栃木県栃木土木事務所(改良復旧課:23-3921)に確認したところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>「鹿島堰の改築については、本年秋頃から改築工事に着手する予定です。また、河道掘削については、昨年度と同様の回答となりますが、流下断面の少ないところから順次、掘削工事を行い、事業の早期完成に向け推進してまいります。」</p> <p>市といたしましても、引き続き事業の推進を要望してまいります。</p>
16	上高島	<p>【回覧板】</p> <p>人数が多い自治会だと回るのに時間がかかるため紙および電子(デジタル)を選択できると良いと思う。</p>	<p>【地域政策課:TEL 24-0352】</p> <p>日頃より、自治会活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この度、ご意見をいただいた人数が多い自治会内における回覧作業につきましては、自治会役員や班長、班内の皆様のご苦勞されており、大きな課題の一つであると認識しております。</p> <p>市並びに自治会連合会におきましては、自治会内のこうした負担を軽減するため、自治会のデジタル化を推進することを検討しております。具体的には、スマートフォンのアプリを活用して、市からの通知やチラシの内容を回覧しなくても、自治会の皆様に一斉送信して情報を共有できる機能を導入することを目指しております。</p> <p>このため、昨年の自治会長研修大会において、既に導入している自治会の先行事例の紹介や、自治会アプリの開発業者がアプリの機能について説明を行いました。</p> <p>しかしながら、自治会の皆様に対して実施したアンケート調査では、高齢世帯を中心に紙媒体での回覧を強く望む意見や、自治会や近所付き合いは顔の見える関係で成り立つといった意見から、デジタル化に前向きな自治会は少ない結果となり、自治会のデジタル化に対して大きな温度差があることが判明いたしました。</p> <p>自治会の加入率低下の抑制や、自治会会員の負担軽減、新たな役員の育成といった面では、自治会のデジタル化は重要な施策であると認識しており、自治会連合会とともに、新たな支援策を検討してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
17	上高島	<p>【買い物が不便】</p> <p>大平の東地域にはスーパー等近くに買い物が出来る所が無い為、スーパーを誘致してほしい。高齢化が進んでいく時代、買物難民になってしまうのではないかと不安になります。</p>	<p>【商工振興課:TEL 21-2371】</p> <p>高齢化が進む中での、生活必需品等の買物手段の確保については、皆様の生活に直結する重要な問題と認識しております。</p> <p>スーパー等の出店については、事業者が関係法令上の基準を確認し、商圈分析や採算性等を調査し、出店を判断するものであります。</p> <p>今後、出店を検討する事業者等から、市に対し周辺地域の環境や需要等の情報を求められた場合には、地域のご意向をお伝えさせていただきます。</p> <p>また、スーパーの誘致とは異なりますが、市内における買物支援策の一つとして、市(地域包括ケア推進課)ホームページにて、食品・日用品の配送や移動販売等の民間サービスをご案内しております。</p> <p>大平地域においては、大平まちづくり交流センター(プラッツおひら)で取り扱っている商品を有料にて宅配するサービスや、複数の民間事業者により配送や移動販売が行われておりますので、活用をご検討ください。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
18	北武井	<p>【「ふれあいバス」継続運行】</p> <p>少子化や車社会の発展に伴い、本自治会内における「ふれあいバス」の利用率は、高くはありません。 しかしながら、高齢者にとって独居老人の数が増え、自動車の運転免許返納制度により、「ふれあいバス」の運行は必要不可欠な存在になります。 ⑧「皆川樋ノ口線」の長期存続を希望いたします。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2153】</p> <p>ご指摘のとおり、高齢化の進行や運転免許証返納者の増加に伴い、地域公共交通の役割は今後ますます重要になるものと認識しております。特に、自家用車を利用できない高齢者の皆様にとって、ふれあいバスは日常生活を支える大切な移動手段の一つであると考えております。</p> <p>ふれあいバスにつきましては、添乗調査等を通じて利用者の皆様からご意見を伺うとともに、各停留所の利用状況などを分析しながら、より多くの方に利用していただけるよう、運行経路や運行内容の改善に努めております。</p> <p>なお、市では、令和10年度に予定している第2次栃木市地域公共交通計画の策定にあわせ、ふれあいバスの運行内容についても見直しを予定しております。今後も、地域の実情や利用者の利便性を踏まえながら、より利用しやすい地域公共交通の実現に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、市では、出発地から目的地までドア・ツー・ドア方式で運行するデマンド型の公共交通「蔵タク」を運行しております。平日限定ではありますが、市内を運行区域とし、午前8時から午後4時まで、1時間ごとに1日9便運行しております。高齢者の皆様を中心に通院・買物等の日常生活の足として利用いただいておりますので、蔵タクの利用もご検討くださるようお願いいたします。</p>
19	北武井	<p>【「神社」や「地域の広場」に係る補助金制度】</p> <p>[自治会地内の神社内に設置された遊具の撤去に要する経費に対して、栃木市から補助金が出る制度]が令和3年度に廃止になりましたが、昨年、住民の安全第一を考えた栃木市の担当課が、本自治会内にある八龍神社内の遊具を撤去しました。</p> <p>本自治会には、八龍神社の他に「地域の広場」も所有しています。その何れの敷地内には、大木があります。</p> <p>枝の伐採等は、本自治会の会員で可能ですが、大木の撤去や高所作業車を使用する作業に関しては、かかる経費捻出も含めて本自治会では対応できません。</p> <p>「神社」や「地域の広場」に関して、上記のようなケースに対して、解決の糸口になるような補助金制度があったら教えていただければ幸甚です。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL 44-0766】</p> <p>神社につきましては、クビアカツヤカミキリの被害木以外の木の伐採に関する補助制度は現時点では見当たりません。</p> <p>大平地域のひろばにつきましては、管理いただいている関係自治会の役員の皆様には、日常の管理業務のほか、年度毎の収支決算や利用実績の報告、地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会の会議への出席など多くのご負担をおかけしております。</p> <p>これまでも管理方法の見直しや地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会関連の事務の負担軽減に努めてきたところではありますが、自治会役員の皆様や利用者の皆様による運営が困難になっている昨今の状況を鑑み、今後の地域のひろばの管理につきましては、市が維持管理していく方向で検討してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
20	西水代上第一	<p>【外国人労働者のマナー違反について】</p> <p>西水代上第一自治会はアパートが多く、外国人労働者が多数入居しております。その一部には、マナーの悪い方がいます。空カン、ペットボトル、ゴミ等の駐車場への投げ捨て、又、タバコの吸い殻を落とす。夜中に帰ってくる人の送迎をしている車の運転手もアパートの前の路上でタバコをポイ捨てしていくことが、従来より数えきれない程あります。それらが風で転がり路上、しいては近隣住宅の庭に入り込み、目に余った住民が拾っているという大変迷惑な状況があります。</p> <p>アパートのオーナー、又は仕事先の企業(いすゞ、その下請け)等にそれらを理解して頂き、日本のマナー教育を行って頂く様に指導して下さい。</p>	<p>【クリーン推進課:TEL 31-2447】</p> <p>外国人の方に限らず、市内の在住者及び就労する方などによるごみのポイ捨てや喫煙マナー違反につきましては、生活環境の悪化を招く行為であり、本市といたしましても重要な課題であると認識しております。</p> <p>本市といたしまして、ご要望の企業を通じた生活マナーの周知については、関係企業・団体等と連携した対応を実施してまいります。</p> <p>今後におきましても、より効果的な周知啓発方法を検討し、実施してまいります。</p>
21	伯仲北	<p>【伯仲交差点の歩行者用信号について】</p> <p>県道 252 号線と県道 160 号線の交差点で南北方向に歩行者用の信号がありません。</p> <p>中学生等通学路になっているので、歩行者用の信号の設置を検討いただきたい。</p> <p>ちなみに東西方向には歩行者用の信号は設置されています。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2151】</p> <p>歩行者用の信号機の設置につきましては、栃木県公安委員会が権限を有しておりますので、現地確認の上、市から栃木警察署にご要望内容についてお伝えいたしました。</p>
22	伯仲南	<p>【伯仲婦人の家に隣接した公園内のベンチの撤去について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 撤去していただく施行日はいつ頃を予定していますか 新設する予定はありますか 	<p>【公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>伯仲分校公園内のベンチにつきましては、老朽化が進行し、現在利用できない状況にありますので、今年度中に利用できるように修繕してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
23	伯仲南	<p>【カットバック工法による道路舗装について】</p> <p>令和2年度より自治会長が口頭でお願いしている上記についての再確認。</p> <p>(令和6年1月9日の要望書より引用)</p> <p>当該道路(伯仲南部地蔵尊より北へ約10m)は幅員3m(公図上)ですが、実際の簡易舗装施工幅員は1.8m~2.5mです。大型農耕車及びトラック等の通行頻度も多く、従って簡易的な舗装では1年も経過しないうちに破損してしまいますので、本舗装での施工が最も有効的だと考えられます。因みに、通行頻度が低い南側の道路は本舗装してあります。</p> <p>次に、民地内に防火用水が設置してありますが、道路面より低く設置してあるためなんのためらいもなく消防自動車を含む4t車などは容易に民地に侵入し通行しています。従って、通行の安全を鑑み消防局に5cm程度の嵩上げをお願いしましたが、施工上難しいということでした。方法として、ポールの設置(2本)を提案していただきましたがいまだに施工していません。道路についての問題点としては、3mの道路なのに、市として現況道路と現認していないことが最大の問題点だと思われます。今回のお願いの件を含め、民地なのに現況道路の例はよくある話ですが、道路なのに道路として現認されない例は最近聞いたことがありませんし、あってはならないことだと思います。救急車等緊急車両についても現在の幅員ですと進入していただくことを躊躇されている現状があります。いずれにしても、道路の幅員を確保することと、安全を鑑み防火用水の5cm程度の嵩上げをすることで解決できる内容だと思います。</p> <p>まことに勝手なお願いで恐縮ですが、再度現地状況をご確認していただき速やかにご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>現在、市では生活道路の舗装修繕について、市道を優先的に行っており、全ての路線が完了していない状況であり、要望箇所のような認定外道路については、穴埋めや簡易的な補修で対応しているのが現状であります。</p> <p>しかしながら、認定外道路につきましても隣接する市道の舗装修繕と併せて行う等、可能な範囲で対応したいと考えておりますので、「生活道路舗装補修に関する要望書」を提出いただき、他現場と調整し、舗装修繕を行ってまいります。</p> <p>【警防課:TEL 23-0070】</p> <p>自治会と協議のうえ、令和8年3月13日(金) 防火用水(防火井戸)の蓋に反射テープ付きの赤色ポールを設置いたしました。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
24	伯仲西	<p>【伯仲地区、地域のひろばコミュニティについて】</p> <p>(1)地域のひろば内の樹木の管理と整備に関してお尋ねします。地域のひろばグラウンドの周りに植えてある樹木が伸びすぎており手に負えない状況なので、栃木市として対応して頂きたいとの要望です。 4月14日(火)地域の方からの要望により北側の桜の枝が道路にはみ出しているの、はみ出しているところの一部を伐採し処分 栃木市の担当が地域住民からの要望に対応し処理して頂いた。</p> <p>(2)地域のひろば、南側のフェンスの外側と道路の境、法面(斜面)数か所に渡り崩れ、大きな穴が数か所有り、道路まで流れ出している状況なので、市としての対応をお願いしたいとの要望です。</p> <p>(3)地域のひろばの維持、管理について 地域のひろばの維持、管理について、西水代の自治会様と協議して維持管理をご協力できないかとの要望です。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL 44-0766】</p> <p>大平地域のひろばにつきましては、管理いただいている関係自治会の役員の皆様には、日常の管理業務のほか、年度毎の収支決算や利用実績の報告、地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会の会議への出席など多くのご負担をおかけしております。</p> <p>これまでも管理方法の見直しや地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会関連の事務の負担軽減に努めてきたところでありますが、自治会役員の皆様や利用者の皆様による運営が困難になっている昨今の状況を鑑み、今後の地域のひろばの管理につきましては、市が維持管理していく方向で検討してまいります。</p>
25	西野田第2	<p>【高齢者ふれあい相談員事業について】</p> <p>高齢者ふれあい相談員については、自治会長宛に毎年推薦依頼があり、協力していただける方を探すのに難航している状況です。 ふれあい相談員の訪問対象者は、70歳以上の方のみが暮らす家庭となっておりますが、毎年対象軒数が増加し、それに伴い相談員をお願いする方も増やすこととなります。 70代の方々は、仕事や趣味で活動している場合が多く面接できるのに複数回訪問することもあるといわれます。 制度ができて30年以上となっています。高齢者に対する意識も変わってきていると思われますので対象者の定義を見直しはいかがかと思ひます。 対象者の年齢について、70歳を75歳、または80歳にしてもよろしいかと思ひます。</p>	<p>【高齢介護課:TEL 21-2242】</p> <p>高齢者ふれあい相談員の推薦について、毎年大平地区では、それぞれの自治会長にご尽力いただきありがとうございます。また、訪問対象者の年齢引き上げに関しても、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>事業の対象年齢に関しては、当初65歳以上だったものを、平成16年に70歳以上に引き上げました。そこから20年経過し、訪問対象者が増加の一途をたどっている背景を考えると、年齢引き上げを含めた事業の見直しを検討したいと考えております。</p> <p>相談員を推薦していただくことで大変なご苦勞をおかけしておりますが、地域で孤立することがないよう支え合いの事業でありますので、どうかご協力いただきますようお願いいたします。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
26	横堀	<p>【横堀地区全域への水道配水管敷設計画について】</p> <p>現在、横堀地区では、水道配水管が一部にしか敷設されておらず水道配水管から離れた多くの家庭では地下水を生活水としています。</p> <p>近年では、有機フッ素化合物(PFAS)などの発がん性が懸念される地下水汚染なども新聞やテレビで多く報道されておりますが、横堀地区には、自動車解体、廃品回収、産業廃棄物回収業者のヤードが数か所有り、地下水を飲料水としている住民は、健康への不安を感じております。また、住宅地に隣接した長年空き家であった所に、解体、土木、造園、リフォーム、廃棄物収集運搬業務を行う建設会社の資材置場(ヤード)建設が計画され空き家の解体工事が令和8年5月から開始され、周辺住民は地下水汚染への不安がより一層増しています。</p> <p>つきましては、横堀地区全域への水道配水管敷設計画について回答ください。また、水道配水管敷設に時間がかかる場合は、鹿沼市と同様な家庭用浄水器の設置補助などの代替え施策を早急の実施をお願いいたします。</p> <p>〈参考〉 鹿沼市は、地下水汚染が確認された上水道給水地区外などの世帯を対象に、浄水器設置費用の30%、または上限10万円の補助を令和2年より実施。</p>	<p>【水道建設課: TEL25-2105】</p> <p>大平町横堀地区全域への水道配水管敷設計画につきましては、現在のところ計画がございません。</p> <p>しかしながら、市の水道が布設されていない地区への給配水管敷設につきましては、栃木市給配水管布設要綱の要件である、給水申込戸数が3戸以上で将来5戸以上の水道利用者が予測できる地域であることなど要綱の要件を満たしていただければ整備してまいりたいと考えております。</p> <p>また、整備を要望される地域につきましては、自治会内の班ごとでも可能となります。</p> <p>つきましては、実施に向けた地域住民への説明の機会を設けたいと考えておりますので日程等の調整におきましてご協力をお願い申し上げます。</p> <p>【環境課: TEL 21-2420】</p> <p>地下水については、市内に14か所の計測地点を設定し、毎年度水質調査を実施しており、令和7年度の調査において、大平地域での異常は認められませんでした。</p> <p>市全域では、1地点で環境基準の超過が1項目ございましたが、当該調査地点につきましては、上水道を使用しておりましたので、地下水を生活用水として使用の際には注意いただきたい旨のお知らせを行っており、調査結果については、市ホームページで公表しております。</p> <p>今後につきましても、継続して水質調査を実施してまいります。異常等があった場合には、適切に対応してまいります。</p> <p>また、ご提案の浄水器設置費用の補助については、鹿沼市や先進地の事例を参考にしながら、研究してまいります。</p> <p>資材置場(ヤード)については、設置そのものを規制する法令や条例はありませんが、建築物の設置などを伴う場合は関係法令の対象となります。</p> <p>なお、資材置場(ヤード)の供用開始後においては、指導が必要な場合は適切に対応してまいります。</p>